



発行所
東京都千代田区二番町12-1
エデュカス東京(全国教育文化会館)
東京都教職員組合
電話(3230)3891
編集発行人
山崎 忠彦
1部15円(郵送料別)
組合員の購読料は組合費に含む

ホームページ
http://www.tokyouso.jp/
E-mail:tokyoso@zenkyo.org

号 外
事務職員・
栄養職員の
人事異動Q&A

東京の教育と教職員のくらしを守る 人事異動要求を実現しよう

学校事務職員・栄養職員の異動希望実現をめざし 分会でとりくむための手引き(人事異動Q&A)

都教組は、10月14日、事務職員・栄養職員の人事異動に関する都教委要請を行いました。基本要請と具体的な改善要求について、現場の声を踏まえて要請、回答を得ました。

子どもの貧困と格差が深刻な社会問題となり、就学援助を必要とする家庭は増加、教材費や給食費を払えない家庭、就学修学の機会を奪われる子ども、給食が唯一の食事となっている子ども等が出現しています。事務職員や栄養職員が、貧困に苦しむ子どもやその家庭を最前線で支援する重要な役割を果たしています。

ところが、今年度は、年度当初から、事務職員に加え栄養職員にも欠員が出てしまいました。さらに、「行財政改革実行プログラム」による「再任用職員の活用拡大・人事交流」で、学校勤務経験がない再任用職員も増えています。

また、例年、内示が年度末近くになってくるため、引き継ぎや異動準備は大変です。学校事務職員の経験のない後任者に引き継ぐ場合や、新規採用の栄養職員に引き継ぐ場合などは、年度末から次年度の年度当初にかけて2校をかねもちで担当するような状況になっています。そのため、内示日を教員と同時期にという要求は切実です。

具体的な現場の訴えに、「内示日については、少しでも早めるよう努める」、「再任用職員の配置については、各区市町村教育委員会の意見、学校の実情、本人の意向などを判断して行う。5年経過後についても同様」と回答しました。



欄を区切る点線をなくしました。また、小・中学校移動希望先記入欄を、第6希望まで記入できるようにしました。

このことについて都教委は、「地区経験の扱い」の考え方について、「従来の考え方を考えるものではない」、また、異動希望先の記入にあたっては、「すべて記入しなければならないものではない」と回答しています。

Q4 校長交渉も大切なんですね？
A4 そうです。「異動申告シート」に基づいて校長が「人材情報シート」を作成します。この「人材情報シート」では、本人の意に反して校長は異動を「推薦」できるようにしています。これを使って強制異動させた事例がありました。校長の態度でなく希望を正確に反映するようにとりくむことが大切です。

Q5 異動申告シートの提出期限はいつですか？
A5 例年、区市町村教委への提出締切は11月中旬です。各教育委員会からの通知を確認してください。都教委への提出は、今年度区部は11月20日、多摩と島しょは18日となっています。

Q6 異動の対象は？
A6 異動対象者は、①一定の同一校在職年数を超える者、②主任・係長選考合格者、③特別の事情のある者です。

Q7 同一校勤務年数は何年ですか？
A7 2003年4月1日付異動から本則適用となり、事務職員は原則5年を超え、栄養職員は原則6年を超えらる者です。

Q8 「同一勤務校」の年数に育児休業期間は除算できますか？
A8 「同一勤務校」の年数に育児休業期間は除算できません。

Q9 主任・係長選考合格者とは？
A9 主任(B)は、原則他地区に異動して発令、主任(A)は、原則他局に異動して発令、係長は原則異動して発令となっているため、それぞれの選考合格者は原則異動することになっています。

Q10 「特別の事情のある者」とは？
A10 職場結婚などです。具体的な事情で相談してください。

Q11 希望地に制限はありますか？
A11 異動希望地の制限は、①採用から同一地区引き続き10年勤務した時点と②主任選考B合格時に他地区異動の2回だけです。

Q12 「東京都学校経営支援センター」の扱いは、どうなるのですか？
A12 「東京都学校経営支援センター」を希望する場合は、〈事業所異動希望先〉

「異動基準」一問一答

都教組1998.10.27

質問事項	回答
1. 異動にあたっては、画一・強制的に異動基準を適用せず、本人の希望が生かされ、意欲が尊重されるように努めること。	1. 異動にあたっては本人の意向を配慮する。
2. 「3. 異動基準(2)」について異任時異動にあたっては、本人の意向、学校の事情、地教委の意見を尊重すること。	2. 個々の事情にもよるが、一定の配慮が必要な場合もあると考えている。
3. 「3. 異動基準(3) 地区間の異動(ア)」について「直近の異動時」とは、「現任校3～5年(栄養職員は6年)」の範囲で勤務した時点であると理解しているが、それではどうか。	3. そのとおりである。
4. 「3. 異動基準(3) 地区間の異動(ウ)」について「長期主任選考に合格したものであっても、すでに地区間異動等の異動を2回以上経験している場合」の「地区間異動等」の「等」とは何か。	4. 都立学校のほか、教育委員会事務局、都のその他の局、区立健康学園・区立養護学校のことである。また、都区交流者についても同様である。
5. 「4. 特別」について「病気療養中の人」「勤務軽減の措置を受けている人」を特別と扱うこと。また、「島しょ・へき地等の居住者」についても実状を十分配慮すること。	5. 病弱者であることが客観的に明白であり、異動が適当でない認められる場合、また、自己申告提出日において勤務の軽減を受けている場合には従来どおり考慮していきたい。島しょ・へき地等の居住者については、従来どおり一定の配慮はする。
6. 「5. 通勤時間」について通勤時間は60～70分を標準とすること。	6. 通勤時間については、「おおむね片道90分を限度」とするものである。ただし、異動にあたって、通勤時間については従来どおり考慮する。
7. 年度途中の欠員補充については、条件が整えば「10月1日」とらわれず実施すること。	7. 原則として10月1日に実施する。

A8 教員の場合育児休業期間中は除算しますが、事務職員・栄養職員の場合は除算しません。

①採用から同一地区引き続き10年勤務した時点で他地区への異動の対象となり「直近の異動期」同一校3年から5年(栄養職員は6年)の範囲で勤務した時点に他地区へ異動することとなります。

なお、新基準適用日(1999年4月1日)現在、同一地区11年以上勤務した職員は除外されます。

②主任選考B合格者も、他地区異動となります。但し、「異動基準日現在50歳以上の者」、「すでに他地区等異動を2回経験している者」は除外されます。

なお、「すでに他地区等異動を2回経験している者」の「2回経験」とは原則異なる地区の小中学校の経験をいいますが、都立学校や都の各局、区経験も「1地区」とみなします。

「東京都学校経営支援センター」の扱いは、どうなるのですか？

「東京都学校経営支援センター」を希望する場合は、〈事業所異動希望先〉

欄に書くこととなります。なお、地区経験について都教委は、「教育庁の事業所への異動と同様の扱いとし、教育庁勤務を経験したものとみなす」と回答しています。

Q13 異動の対象除外となる条件は？

A13 異動除外となる特殊事情としては、大きくは

○異動基準日現在の年齢の場合
○特別の事情のある場合になります。

Q14 異動基準日現在の年齢とは？

A14 異動基準日(毎年4月1日)現在58歳以上の職員については、異動の希望がある場合を除き、原則として異動の対象としません。

Q15 特別の場合とは？

A15 ①産休中、妊娠中または異動基準日(毎年4月1日)において産休終了後1年を経過していない職員は、異動の対象としないことができる。
②休職等長期にわたり欠勤している職員は、異動の対象としないことができる。
③異動基準日において復職後1年を経過していない職員は、異動の対象としないことができる。
④前各号に掲げるもの他、区市町村教育委員会が、異動させることが適当でないと判断し、東京都教育委員会がこれを認めた職員は、異動の対象としないことができる。

A16 「昇任」には次のようなものがあります。

○「主任」への昇任(主任選考A・B)
○主任から「係長」への昇任(係長選考)
○係長(主査)から「課長補佐」への昇任
以上の昇任は「原則、異動して発令」となっています。これを「昇任時異動」といいます。なお、Q17～Q21も参照してください。

Q16 「昇任時異動」とはなんですか？

A16 「昇任」には次のようなものがあります。

○「主任」への昇任(主任選考A・B)
○主任から「係長」への昇任(係長選考)
○係長(主査)から「課長補佐」への昇任
以上の昇任は「原則、異動して発令」となっています。これを「昇任時異動」といいます。なお、Q17～Q21も参照してください。

Q17 「主任選考B」に合格したとき、異動しなければなりませんか？

A17 「主任B」は、原則「他地区に異動して発令」となっています。

しかし、学校事務や栄養指導等の安定と継続性のため、同一勤務3年未満ならば、本人の希望に基づいて、校長の意見を尊重し、区市教育委員会が都教委に申し出て、異動時期を「延伸」させている場合もあります。具体的事情をもとに都教

組事務職員部・栄養職員部に相談してください。なお、「主任B」に合格した都立学校の事務職員にとつて、「東京都学校経営支援センター」は同じ「局内」の「事業所」で局内異動の対象となります。

Q18 「主任A」に合格したときの異動は？

A18 「主任A」に合格した場合、「前期」「後期」に分かれて「局間」異動となります。

「前期」異動となった方は、合格の翌年4月に原則「局間」異動となります。「後期」異動となった方は、2年後(主任職3年目)に原則「局間」異動となりますが、その場合も、合格の翌年4月に局内の事務局、事業所(「東京都学校経営支援センター」を含む)、都立学校へ異動となります。

Q19 「係長」に昇任したときの異動は？

A19 「原則」「局内または局間異動」して昇任する、となっており、「異動申告シート」にはつきり希望を記入する必要があります。「係長」選考に合格した小中学校事務職員にとつては、「東京都学校経営支援センター」は「局内」異動対象職場です。

Q20 「課長補佐」昇任にあっても、異動しなければいけませんか？

A20 「課長補佐」(ポスト)が限られ、枠を超える場合、他地区異動することがあります。

Q21 主任選考等の結果は、異動申告シートの提出後になりますか？

A21 そうです。合格者の異動希望を正確に反映させるため、「異動申告シート」の再提出を認めています。

Q22 「都区間交流」とは、何ですか？

A22 「都区間交流」とは、東京都と特別区が職員の人材確保・育成を行うことを前提として人事交流を必要とする職員を活用しようとする制度です。この場合、身分は区職員になります。

「都区間交流」を希望する場合は、「異動申告シート」とは別に「都区間交流調査」「前年度・前々年度の出勤簿の写し」を提出する必要があります。また交流対象から、主任・係長職の人は除かれます。

詳細は、都教組事務職員部・栄養職員部にお問い合わせください。

Q23 島しょへの異動は、何かの手續があるのですか？

A23 「異動申告シート」を補充する「島しょ地区等赴任応募者調査」を提出することになります。

記入項目には、「職員住宅希望の有無」「異動にあたって配慮してほしいこと」などがあります。島しょ支部の仲間は、地域に根ざした教育活動に参加する仲間を待っています。

Q24 都立学校への異動で、留意することは何ですか？

A24 ①都立学校の「全定併設校」は全日制と定時制とのローテーション勤務(事務室内の事務職員が交代で週1日定時制の勤務をする)が始まりました。「異動申告シート」の都立学校希望は、全・定区分が廃止されました。「全日制のみ希望」などは意見欄に正確に記入しましょう。

②「東京都学校経営支援センター」は、教育庁・都立学校と同様、教育庁関連の「事業所」です。異動希望の有無はつきり記入しましょう。

Q25 知事部局へ異動するにはどうしたらいいのでしょうか？

A25 「異動申告シート」の「局間異動」欄に記入することになります。但し、枠は極めて限られています。

Q26 統廃合校に勤務している場合、次の異動はいつになりますか？

A26 統廃合校に勤務している場合、勤務年数の計算方法を教えてください。吸収される学校の人が吸収する学校に引き続き勤務する場合、新しくカウントを開始します。

Q27 再任用職員の異動基準はどうなりますか？

A27 再任用職員の異動基準は、現在事務職員に適用されています。配置については、本人の希望や事情について、意向調査に正確に記入すること、校長にも希望を明確に伝え、共通理解をはかることが大切です。校長の不当な言動などは、組合に相談してください。

東京都区市町村立学校事務職員・栄養職員人事異動実施基準 平成10年10月28日 10教総総事95号 教育長決定

- 1 目的
異動の機会を通じて、人材育成の能力開発を行い、学校職員の資質の向上を図るとともに、適材を適所に配置することにより、学校運営の万全を期する。
2 対象職員
この基準における対象職員(以下「職員」という。)は、東京都区市町村立学校及び共同調理場に勤務する事務及び栄養士の職員とする。
3 異動基準
職員の異動基準は、次の通りとする。
(1) 現任校における異動年限は、以下の通りとする。
ア 事務
(ア) 現任校に、引き続き3年以上勤務する職員は、異動の対象とする。
(イ) 現任校に、引き続き5年以上勤務する職員は、異動するものとする。
イ 栄養士
(ア) 現任校に、引き続き3年以上勤務する職員は、異動の対象とする。
(イ) 現任校に、引き続き6年以上勤務する職員は、異動するものとする。
(2) 主任及び係長選考合格者については、昇任時に原則として異動するものとする。
(3) 地区間の異動
各市町村(島しょの町村を除く。)、教育庁各出張所管内の町村、小笠原村をそれぞれ1つの地区(以下「地区」という。)とし、以下の方法により地区間の異動を実施する。
ア 採用から同一地区引き続き10年勤務した時点で、他地区への異動の対象とし、直近の異動事において、他地区へ異動するものとする。
イ 長期主任選考に合格したものについては、昇任時に他地区に異動するものとする。ただし、異動基準日(毎年「4月1日」以下同じ。)現在50歳以上の職員は除く。
ウ 前項イに該当する職員であっても、すでに地区間等の異動を2回以上経験している場合は、他地区へ異動する対象から除く。
(4) その他異動が必要と東京都教育委員会が認める職員は、異動の対象とする。
4 特例
3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 異動基準日現在58歳以上の職員においては、異動の希望がある場合を除き、原則として異動の対象としない。
(2) 産休中、妊娠中又は異動基準日において産休終了後1年を経過していない職員は、異動の対象としないことができる。
(3) 休職等長期にわたり欠勤している職員は、異動の対象としないことができる。
(4) 異動基準日において復職後1年を経過していない職員は、異動の対象としないことができる。
(5) 前各号に掲げるもの他、区市町村教育委員会が、異動させることが適当でないと判断し、東京都教育委員会がこれを認めた職員は、異動の対象としないことができる。
5 通勤時間
通勤時間は、おおむね片道90分を限度とする。
6 附則
(1) この基準は、決定の日から施行する。ただし、この基準は平成11年4月1日以降に異動する職員に適用する。
(2) 3異動基準の(1)における異動年限については、以下の通り経過措置をもうける。(以下省略)

東京都区市町村立学校事務・栄養職員 人事異動実施基準(案) 「最終提示」

(新井人事担当副参事 発言骨子)

区市町村立学校事務・栄養職員の人事異動実施基準の制定については、平成10年8月11日の提案以来、5回の交渉を行い、誠意を尽くして話し合いを続けてきた。この間の話し合いの結果を踏まえて、本日は、都教委の最終的な異動実施基準については提示する。

1 基本的な考え方

現在、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、職員の資質のさらなる向上を図っていくことが緊急の課題となっている。小中学校の事務・栄養職員においても同様の状況にあり、多様な職場を経験することにより、職務の改善に積極的に取り組む職員を育成することが重要になってきている。

今回の異動年限を見直すとともに、一定の時期に、勤務する地区を変わることで、職員が多様な職務経験を積むことができる仕組みを導入することとした。多様な人事の機会を通じて、小中学校事務・栄養職員がさらなる資質向上を図り、学校教育の充実に寄与することが重要であると考えている。

なお、今回の異動基準の改正は、新たな人材育成の方式を導入する面もあることから、現任者については、適用時期等については慎重な判断を行ったところである。

2 提案内容についての補足説明

(1) 異動年限について

異動年限の長期化は、職場での慣れをもたらす、職務改善への意欲を減退させ、職員の士気を低下させる可能性がある。多様な職務経験を通じて人材の育成をはかることが重要となっていることから、今回、異動年限の短縮化を図ることとし、事務職員については、異動年限を5年と定めた。また、栄養職員については、栄養指導等を実施していることもあり、一定程度継続的に同一校に勤務することが必要な場合もあることから、異動年限を6年と定めた。

なお、地区間異動の導入もあることから、経過措置については十分な配慮を行った。

(2) 地区間異動について

小中学校事務・栄養職員の地区間異動については、人材育成上、採用から10年目の節目と主任(長期)昇任時に、他地区に異動することとし、従来からの昇任時異動の考え方も取り入れ、体系化を図った。

なお、都立学校等の経験についても、一定の範囲で、他地区での経験と見なすこととする。

以上、最終提示の内容について説明したが、これまでの数多くの話し合いの結果を踏まえ、私どもとしても慎重を期して検討した結果であり、かつ、異動作業上の日程も、ギリギリの段階での最終的な結論であるので、ぜひ、ご理解いただきたい。